第133号
昭和40年11月1日
■発行　静岡県富士市役所
■編集　市長公室
■電話　(61)局(代)2300番

広報ふじ

世帯と人口

(40.10.1日現在)

面積	30.55平方粁
人口総数	54,237人
男	27,818人
女	26,419人
世帯数	11,878世帯

全世帯に配布

この広報紙は町内自治会を通じ市内の全世帯にもれなく配布されております。皆さんのお宅に届かないときは部落の区長または市広報係までお申し出ください。

住みよい町づくりに

用途地域の指定

今後は建築物に制限を受ける
家屋の新築増改築は一度ご相談を

すでに去る8月1日の広報紙で公表しました。「用途および防火地域」の指定につきましては、8月4日から法の適用をうけて実施しております。

この用途地域の指定は、申すまでもなく、最近の本市の伸展はいちじるしいものがあり加えて東駿河湾工業整備特別地域の指定、田子浦港の開港とあわせ岳南工業地帯の表玄関口としての富士駅舎の改修と、その駅周辺の都市改造事業などがいまさかんに行なわれております。

そこで今後ますます発展が予測されるためここに総合的土地利用と交通、衛生保安、防火など市民の福祉増進と将来の住みよい環境住みよい町づくりを建設するのが目的であります。

従ってこの用途地域には大きくわけて。

◇住居地域…　この地域は閑静でしかも保健的であり気持のよい生活ができる。

◇商業地域…　この地域は、商業の利便を増進し商店の繁栄が期待できる。

◇準工業および工業地域……　この地域は、工業生産力を増強させて産業の発展が期し得られること。

以上それぞれの地域の指定にもとずいて目的がわかれておりますが一例をあげれば、

住居地域内には、8月4日以降は、キャバレー、待合、映画館を始め各種工場など許可なしで建物を建てることができなくなりました。

また準工業および工業地域内には、学校、病院、映画館、旅館、料理店などを建てることができなくなりました。

なお、用途地域などの建築制限は別表のとおりです

また市民の中で土地購入および建物を建てられる場合は、直接、市役所土木課建築係へご相談ください。

転入転出は14日以内に市民課窓口へ

建築基準法による用途地域内の建築制限一覧

×印は不適格

建築物の用途 ＼ 地域・地区	住居地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地区
舞踊場・キャバレー・待合・観覧場	×				×
劇場・映画館・演芸場	×			×	×
料理店・旅館				×	×
病院				×	×
飲食店・専用商店					×
住宅併用商店・住宅・共同住宅・寄宿舎・下宿					×
図書館					×
学校				×	×
診療所・公共浴場・神社・寺院・教会					
養育院・託児所					
50㎡以下の車庫					
50㎡以上の車庫	×				
営業用倉庫	×				
工場(A) 危険物、悪臭、騒音による公害大なもの。	×	×	×		
工場(B) 原動機を使用する作業床面積150㎡以上の工場その他種類よりみて公害中程度のもの。	×	×			
工場(C) 原動機を使用する作業床面積150㎡以上の工場其他業種よりみて公害比較的小なるもの	×				
上記以外の工場	特定行政庁の位置許可を必要とする				
火葬場・屠場・伝染病院・卸売市場・ごみ焼場・汚物処理場					
その他の建築物					

なお、不適格の建物については報告書を提出することになっています。

用途地域および防火地域における敷地に対する建築面積の割合

用途地域 ＼ 防火地域等 ＼ 建築物の種類		防火地域等	防火地域	準防火地域
		外域以右の地区		
商業地域	耐火建築物	70%	100%	80%
	その他		70	70
住居地域 準工業〃 工業〃	耐火建築物	(敷地−30㎡×60)	70	60
	その他		60	
未指定地域	耐火建築物	70	80	70
	その他		70	

優良赤ちゃんコンクール
市代表15名が決る

昭和40年度富士市の優良乳幼児をきめる赤ちゃんコンクール表彰式は10月25日市役所で行なわれました。

今回の赤ちゃんは、昭和39年4月1日から40年3月31日までに生まれた満1才児でいずれも優劣をきめるに一苦労したという健康な赤ちゃんばかり……。

審査は、去る9月3日から9月17日まで市内も6ケ所の公民館、勤労者会館などで国民健康保険および社会保険の二つにわけられ参加者5百57名のうちからきびしい審査を受けた結果、次のとおり国保関係の赤ちゃん9名および社会保険関係から6名の計15名が市代表の優良赤ちゃんにえらばれそれぞれ漆畑市長から記念品と賞状が贈られこのあと関係者一同が記念撮影を行ないました。

◇国保関係（カッコ内保護者名）

新町、佐野山希子（利市）柚木、富士田江津子（勝）本町、小沢美智子（邦彦）東田、影山由元（由信）本町、荻野聖都子（尚良）小須、川久保茂登之（奉之）水戸島下、馬場弘江（均）旭町、影山隆文(健)水戸島中、今村健二（靖）

◇社保関係

浦町、前島規章（信男）四丁河原下、若林治彦（敏保）橋下、新谷よしみ（幸男）中丸、芦川津由樹（恒夫）塔ノ木、世良賢治（正明）鮫島、長田秀彦（栄章）

（写真　赤ちゃんコンクール表彰式）

事業資金50万円まで
中小企業に貸付ます

富士市の「小口資金協調融資促進制度」は設置されて以来、多くの人に利用されております。借入の申込みは常時受付ていますが、今回はとくに年末資金等の関係もありますので次の要領により取扱います。

◇申込期間　11月15日まで（但し満額で打切る）

◇申込方法、所定用紙に記入の上、富士商議所へ

◇申込資格、常時30人以下の従業員を使っている個人または法人の事業所

◇貸付金額、事業資金50万円以内

◇貸付利率、日歩2銭

◇保証料日歩3厘

◇貸付期間、41年3月31日

◇返済方法、月賦または割賦返済

くわしいことは市役所商工課へお尋ねください。

補充選挙人名簿の登録
申出はいつでもできます

◎申出のできる人
1. 新しく富士市に転入して来た人
2. 満20才に達した人

◎申出をするところ
富士市役所市民課窓口

10月納期のもの	11月納期のもの
市県民税第3期分	国民健康保険税第3期分

納税組合に加入されていない方は特に納期にご注意の上もう一度ご確認願います